

旧制中学校・高等女学校「法制及経済」の授業

—— 百年前にも法曹が授業をしていた

太田正行（元東京都立工芸高等学校）

1 「法制及経済」とは

現在、法や政治、経済について学ぶ授業は、中学校では社会科「公民的分野」、高等学校では公民科「公共」「政治・経済」であるが、その源流は戦前の「公民科」あるいはそれ以前の「法制及経済」にあった。この「法制及経済」は、「中学校令施行規則」において「国民ノ生活ニ必要ナル智徳ヲ得シムル」とか「日常ノ生活ニ適切ナル法制上及経済財政上ノ事項ヲ授クヘシ」とされた。

「高等女学校令施行規則」でも「国民ノ生活上必要ナル知識ヲ得セシムル」とされ、「随意科目」として中学校で1901(明治34)年、高等女学校で1920(大正9)年から導入された。その内容は「教授要目」として示され、民法では、当初「人及法人」「物権」「債権」「親族」「相続」という条文の編別構成であったが、のちに「人・親族・家・相続・法人」「物・権利の得喪」「所有・用役・債権債務・担保」と改められた。さらに、「注意」として「理論ニ馳セスカメテ簡易実用ヲ主トスヘキ」「法文ニ拘泥セス制度ノ精神ヲ会得セシムルコト」とされたが、実際は「専門的知識ヲ授クルニ傾キ實際生活ニ適切ナラサル嫌」があるとされ、昭和初期に「法制及経済」は廃止、必須「公民科」が新設された。

2 「法制及経済」の授業、法曹も担当？

中等教科書協会「中等教育諸学校職員録」(昭和5年)を使用し、公立中学校及び高等女学校においてこの科目の授業を担当した658名の職員氏名、職名、担当科目をピックアップしその出身も調べた。その結果は以下の通り。

中学校では、「法制及経済」と合わせて「英語」を担当する教員が約4割、次に「修身」「歴史」の順。専任教諭が8割、授業嘱託には法曹が4名。出身は帝大、私大、高師の順。高等女学校では、「法制及経済」と合わせて「修身」を担当する教員が約4割、次に「英語」「教育」「歴史」「地理」の順。授業嘱託に法曹が9名。出身は高師、帝大、私大の順。なお、高師や私大では、この科目を担当する教員を養成するコースを設置した。

この科目の授業は、中学校で週2時間、高等女学校では週1時間であるため、専任教諭は他科目と合わせて担当することになる。適任者がいない場合、授業嘱託に依頼する。そこで「法曹」の登場となる。地域の弁護士のほか、区裁判所の判事・検事が担当した例も多い。

3 「法制及経済」の授業報告

この科目の授業報告は少ないが、長倉矯介広島高師教授が広島の高女学校で行った授業を紹介する。このほか、授業を受けた生徒の思い出、議会や裁判所の傍聴(見学)などの授業報告もあった。現在の授業でも参考になることも多いのではなかろうか。

4 「法制及経済」から「公民科」へ

この科目は、中学校では30年間授業が行われたが、1931(昭和6)年必須「公民科」に衣替えした。さらに、43(昭和18)年には「国民科」に吸収された。終戦直後には一時「公民科」が復活するが、すぐ「社会科」となった。さらに、高等学校では1989(平成元)年に「社会科」が「地理歴史科」と「公民科」に再編成され現在に至っている。